

その他の福祉

1 公衆浴場補助

区民が公衆浴場を利用する機会の確保と公衆浴場経営の安定と確保を図るため、「公衆浴場確保のための特別措置法」に基づき浴場需要対策の補助を実施しています。

○ 湯遊入浴デー（平成 18 年度より）

区内実施浴場では、毎月第 2・第 4 日曜日を湯遊入浴デーとして、また、9 月の第 4 日曜日を敬老の湯、1 月の第 2 日曜日を初春の湯として、午後 4 時～11 時まで、区民を対象に入浴料 100 円（小学生以下は無料）で開放しており、それに対して補助を実施しています。

入浴者数 (延)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	46,259 人	41,053 人	40,803 人	38,300 人	33,198 人

(生活衛生課管理計画係)

2 災害弔慰金等の支給等

(事業開始 昭和 49 年度)

(1) 災害弔慰金の支給

1 つの区市町村の区域内において 5 世帯以上の住居が滅失した災害等により、主たる生計維持者が死亡した場合 500 万円、その他の者が死亡したときは 250 万円を支給します。

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 支給の対象となる障害

災害弔慰金の支給等に関する法律第 8 条別表に掲げる程度の障害

イ 見舞金の額

主たる生計維持者の場合に 250 万円、その他の者 125 万円

(3) 災害援護資金の貸し付け

区内又は都内において災害救助法が適用される災害で被害を受け、所得の合計額が下記の額以下の世帯に、被害の種類、程度に応じて以下の限度額の範囲で貸し付けします。

<災害援護資金の限度額等>

1 療養に要する期間が、おおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合	貸付限度額	貸付限度額 (特別資金)
ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150万円	150万円
イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円	
ウ 住居が半壊した場合	270万円	
エ 住居が全壊した場合	350万円	
2 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合		
ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円	
イ 住居が半壊した場合	170万円	
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）	250万円	
エ 住居の全体が滅失した場合	350万円	

※ 1のウ又は2のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとします。

<所得限度額>

世帯数	世帯全員の所得の合算額
1人	2,200,000円以下
2人	4,300,000円以下
3人	6,200,000円以下
4人	7,300,000円以下
以降1人当り	300,000円を加算
住居が滅失した場合	12,700,000円以下

(福祉政策課地域福祉係)

3 小災害の援助

(事業開始 昭和38年度)

「東京都小災害り災応急救助要綱」によって、り災世帯が15世帯以上にわたる災害(全焼・流出等)で、災害救助法の適用を受けるに至らない場合、り災世帯への応急の援助として1人について毛布1枚を支給します。

(福祉政策課地域福祉係)

4 旧軍人・戦没者遺族等の援護

① 旧軍人の援護（恩給法 大正 12 年施行）

旧軍人（準軍属・軍属の一部を含む）に対する、普通恩給・増加恩給・一時恩給及び傷病年金等に関する相談を受けます。

② 戦没者遺族等の援護（戦傷病者戦没者遺族等援護法 昭和 27 年施行）

戦没者の遺族に対する、遺族年金・特別給付金・特別弔慰金等の支給申請の受け付けを行います。

（生活福祉課管理係）

5 原爆被爆者に対する見舞金

（事業開始 昭和 58 年度）

被爆者健康手帳の交付を受けている方に対し、毎年 1 回見舞金を支給します。支給額は 1 人 5,000 円です。

支給者数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	60 人	58 人	53 人	50 人	49 人

（生活福祉課管理係）

6 区民葬儀

（事業開始 昭和 40 年度都から移管）

区民葬儀取扱指定店（8 店）の協力により、標準的葬儀および料金を協定しています。区民葬儀を希望する方は、戸籍住民課に死亡届を提出する際に「区民葬儀利用券」の発行を申し出、指定店に連絡のうえ利用ができます。

ア 利用実績

区民葬儀券 発行枚数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	73 枚	82 枚	68 枚	83 枚	77 枚

イ 区民葬儀料金

（ア）祭壇料金（御寝棺含む）（税抜）別途消費税がかかります。

区分	料金	区分（長尺棺）	料金
A1 料金（金欄 5 段飾）桐張棺	283,800 円	A1 料金（金欄 5 段飾）桐張棺	295,800 円
A2 料金（金欄 4 段飾）桐張棺	236,000 円	A2 料金（金欄 4 段飾）桐張棺	248,000 円
B 料金（白布 3 段飾）プリント棺	124,000 円	B 料金（白布 3 段飾）桐張棺	156,000 円
C 料金（白布 2 段飾）プリント棺	91,000 円	C 料金（白布 2 段飾）桐張棺	123,000 円

※ 満 6 歳以下の小人は A1・A2・B・C 料金ともに 1,000 円プラス消費税分の割引になります。

※ 祭壇を利用せず、寝棺のみ利用の場合は、次の金額となります。

なお、この場合は別途人件費が必要となります。

区分	料金	区分(長尺)	料金
桐張棺	60,000円	桐張棺	72,000円
プリント棺	40,000円		

(イ) 霊柩車運送料金(税抜)別途消費税がかかります。

種別	料 金		
	10kmまで	20kmまで	30kmまで
宮型指定車	30,250円	35,750円	41,250円
普通霊柩車	14,160円	17,760円	21,360円

(ウ) 火葬料金(非課税)

大人	53,100円
小人(満6歳以下)	29,000円

※ この火葬料金については民営火葬場の料金です。

(エ) 遺骨収納容器代(税抜)別途消費税がかかります。

区分	料 金
大人用	2号一式 10,900円
	3号一式 9,800円
小人用	6号一式 2,300円

ウ 区民葬儀相談(事業開始 昭和59年4月)

区民が葬儀を行うにあたり、場所の確保が困難な方に対して、区民葬儀取扱店が無料で相談を受け付けています。

葬祭場所あっせん件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
寺	6件	7件	4件	2件	2件
斎場	53件	43件	46件	55件	64件
計	59件	50件	50件	57件	66件

エ 区民葬儀利用助成(事業開始 平成28年4月)

区民葬儀を利用した方に対して助成事業を実施しています。

助成件数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	48件	43件	42件	50件

(福祉政策課地域福祉係)

7 成年後見申立支援等

一部は介護保険制度の地域支援事業として実施

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者で身寄りがないなどの理由で成年後見制度の申立が期待できない場合、区長が審判の申立を行います。また、後見人等に対し、申請に基づき後見人等報酬費用を助成します。

区長申立 件数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	9 件	11 件	23 件	30 件	21 件
後見人等 報酬	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	2 件	3 件	2 件	8 件	15 件

(福祉政策課・高齢福祉課・障害福祉課・予防対策課)

8 福祉サービス第三者評価事業補助

(事業開始 平成 15 年度)

福祉サービスを利用する区民及びその家族へのサービス選択のための情報提供を進めるとともに、事業者サービスの質の向上へ向けた取り組みを推進するため、事業者が第三者評価を受ける際に経費の一部を区が補助する事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
補助件数	13 件	12 件	14 件	13 件	11 件
補助金額	3,761,320 円	3,322,720 円	3,990,920 円	3,570,120 円	2,991,330 円

(福祉政策課地域福祉係)

9 社会福祉法人の許認可等及び指導検査

(事業開始 平成 25 年度都から移管)

主たる事務所が文京区にあり、事業が文京区の区域内を超えない社会福祉法人の法人設立・定款変更等の許認可事務、現況報告徴収事務、指導検査事務、理事・税額控除証明事務などを行っています。

〈令和 2 年 3 月現在所管法人数〉 7 法人

〈令和元年度実地検査法人数〉 4 法人

(福祉政策課福祉企画係)

10 行旅病人及び行旅死亡人

① 行旅病人 (救護の再開 平成 4 年 6 月)

自己の生活圏を離れて旅行中に病気等で歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有しない人を行旅病人といい、区では東京都と協議し、行旅病人と認めた場合、治療費等を生活保護法の医療扶助に準じて支弁します (生活保護法を受けられる場合は対象外)。

行旅病人 取扱人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

② 行旅死亡人（行旅病人及行旅死亡人取扱法 明治 32 年施行）

引取人のない行旅死亡人については、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」ならびに「死体解剖保存法」により遺骨の保管及び官報への掲載をしています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
葬 祭 件 数	22 件	12 件	5 件	18 件	19 件
官 報 公 告 件 数	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人

③ 人骨（墓地、埋葬等に関する法律 昭和 23 年施行）

工事現場等で人骨が発見された場合で、文化財に該当しない場合には「墓地、埋葬等に関する法律」により処理します。
（生活福祉課管理係、相談係）

11 中国残留邦人等自立支援法による支援給付

（事業開始 平成 20 年度）

永住帰国した中国残留邦人等の老後の生活の安定、地域の中で生き生きとした暮らしをするための支援策で、支援給付は、原則として生活保護法の規定の例によります。

<令和 2 年 3 月現在> 2 世帯（2 人）
（生活福祉課管理係）

12 ごみの訪問収集

（事業開始 平成 13 年度）

ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先またはドアの前から収集します。

対象者

- ・満 65 歳以上のみの世帯
- ・障害者のみの世帯
- ・日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯
- ・母子健康手帳の交付を受けてから産後 3 月程度までの妊産婦のみの世帯
- ・その他区長が特に必要であると認めた世帯

上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯

利用件数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	320 件	360 件	374 件	377 件	390 件

（文京清掃事務所）

13 受験生チャレンジ支援貸付事業

(事業開始 平成 23 年度)

生活に困窮する低所得者・離職者への対策の強化を図り、安定・自立した生活を促すことを目的に、一定所得以下の世帯（生活保護世帯を除く。）の子供の学習塾などの費用や受験費用の貸付などの相談受付業務を文京区社会福祉協議会へ委託し実施しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	782 件	963 件	810 件	678 件	534 件
貸付件数	89 件	125 件	107 件	79 件	77 件

(生活福祉課自立支援担当)

14 住居確保給付金事業

(事業開始 平成 21 年度／平成 25 年度に名称変更)

生活困窮者が自立した生活が送れるよう、離職によって住居を失っている又はその恐れのある者の就労を支援するため、住宅手当を支給し、当面の生活基盤を築いた上で、ハローワークと連携し就労活動を支援しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
単身世帯	3 件	4 件	6 件	3 件	12 件
単身以外の世帯	3 件	4 件	1 件	2 件	2 件

(生活福祉課自立支援担当)

15 生活保護受給者就労支援・就労準備支援事業

(事業開始 平成 26 年度／平成 27 年度に名称変更)

就労相談・就労支援等の業務経験を有する支援員が、就労に関する基本的事項の習得、体験就労等及び就職後の定着支援など、就労意欲を喚起させ、自立に必要な支援を原則として6か月間実施します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象者総数	275 人	226 人	215 人	243 人	213 人
就労件数	106 件	63 件	75 件	61 件	53 件
自立人数	26 人	13 人	13 人	11 人	13 人
面談回数	1744 件	1804 件	1883 件	1933 件	1759 件

(生活福祉課自立支援担当)

16 生活保護受給高齢者支援事業

(事業開始 平成 26 年度)

支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用

状況等について確認します。併せて、高齢者宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、必要に応じて、地域資源の活用など個々の実状や受給者のニーズを踏まえた支援を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問	1129件	889件	703件	774件	786件
同行支援	123件	222件	292件	227件	156件

(生活福祉課自立支援担当)

17 生活困窮者自立支援事業

(事業開始 平成27年度)

(1) 自立相談支援事業

生活困窮者の自立に向けた総合的な相談支援を実施します。生活困窮者の抱えている課題を整理・分析し、支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を作成し、この自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行います。

(2) 学習支援事業

小中学生を対象に、基礎的な学力の定着と学習意欲の向上を目的とした学習支援事業を行います。また、高校生世代を対象に、学習面の支援に加え、就職や再就学など適切に進路を選択することができるような支援事業を行います。

自立相談支援事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
新規相談受付	201件	208件	213件	275件	245件	
プラン作成	57件	103件	90件	94件	56件	
就労支援対象者	55件	77件	67件	61件	40件	
各種支援	一時生活支援事業	40件	43件	35件	45件	22件
	家計相談支援事業	—	29件	33件	31件	16件
	就労準備支援事業	—	5件	4件	13件	9件
	自立相談支援事業による就労支援	14件	37件	36件	25件	24件

※1 1人の支援対象者に対し、複数の支援を適用する場合があります。

※2 家計相談支援事業、就労準備支援事業は平成28年度からの事業です。

学習支援事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録者	67人	69人	83人	81人	88人
延べ参加者数	1,931人	3,113人	3,442人	3,728人	3,510人

開催場所・日数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A	68日	48日	49日	46日	33日
B	68日	109日	94日	94日	83日
C	—	9日	101日	91日	73日
D	—	—	7日	45日	54日

※開催場所は非公開。

(生活福祉課自立支援担当)

18 避難行動要支援者名簿

(事業開始 平成 28 年度)

災害対策基本法に基づき、災害時または災害が発生する恐れがある場合の避難行動において特に支援が必要な方（避難行動要支援者）を対象に名簿を作成します。

名簿の種類	掲載対象	管理・運用	
関係機関 共有方式名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・区が指定する避難行動要支援者の方すべて ・上記以外で名簿登録を希望される方 ※対象者の詳細は以下のとおり	平常時	区、高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター
		災害時	上記のほか、避難支援等関係者（区民防災組織（町会・自治会等）、民生委員・児童委員、消防署、警察署、文京区社会福祉協議会及び福祉サービス事業者）
同意方式名簿	関係機関共有方式名簿のうち、平常時から避難支援等関係者に情報提供することに同意した方のみ	平常時 災害時	区、避難支援等関係者（区民防災組織（町会・自治会等）、民生委員・児童委員、消防署、警察署、文京区社会福祉協議会）

※対象者の詳細

<区が指定する避難行動要支援者>

以下の条件に当てはまる方は、自動的に関係機関共有方式名簿に登録されます。同意方式名簿への登録を希望される方は「同意書」の提出が必要です。

- (1) 要介護3～5の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳の以下の等級の方
 - ・上肢1～2級 ・下肢1～2級 ・体幹1～3級 ・視覚1～2級 ・聴覚2級
- (3) 愛の手帳の1～3度の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の1級の方
- (5) 難病医療費を受給しており、日常生活全介助の方

<上記以外で名簿登録を希望される方>

以下のいずれかに該当し、登録を希望される方は、関係機関共有方式名簿及び同意方式名簿に登録されます。関係機関共有方式名簿のみの登録はできません。

- (1) 65歳以上の単身世帯、または65歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) 要介護、または要支援の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (4) 愛の手帳をお持ちの方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (6) 難病医療費を受給されている方

(防災課)

19 福祉避難所の設置

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方又は現に被害の恐れのある方のうち、対象者を一時的に受け入れ、避難生活の支援・応急的な食料・救援物資等の配給、支援情報等の提供、医療・健康相談などを行います。福祉避難所は、災害対策本部が必要と認めた場合に、開設します。現在、区では、福祉避難所の整備を進めています。

対 象 者 避難所において生活が著しく困難と認められる高齢者や障害者等

開 設 場 所 区内にある特別養護老人ホーム（8か所）
高齢者在宅サービスセンター（向丘・湯島・昭和・本郷）
短期入所生活介護あけぼし
介護老人保健施設（音羽えびすの郷・ひかわした・龍岡）
グッドライフケアセンター向丘、グループホーム白山みやびの郷
福祉作業所（2か所）、障害者支援施設リアン文京、本郷福祉センター若駒の里
（福祉政策課福祉企画係）

20 文京区社会を明るくする運動

（事業開始 昭和26年度）

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

また、次代を担う青少年の健全育成・非行防止は重要な課題です。これらの課題に対しては、行政、関係機関・団体はもとより、住民一人ひとりが力を合わせ、積極的に取り組むことが必要です。

毎年、7月は法務省主唱“社会を明るくする運動”強調月間であるとともに、内閣府主唱「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあたり、文京区においても、より多くの区民の関心を喚起し、理解を深めていくための運動を実施しています。

ア 主催

文京区社会を明るくする運動推進委員会

【構成団体】

文京区	文京区保護司会
文京区更生保護女性会	文京区青少年健全育成会（9地区）
文京区立小学校長会	文京区立中学校長会
文京区立小学校PTA連合会	文京区立中学校PTA連合会
文京区町会連合会	文京区民生委員・児童委員協議会
文京区社会福祉協議会	少年補導員連絡会（4地区）
防犯協会（4地区）	文京区青少年委員
文京区商店街連合会	東京青年会議所文京区委員会

イ 主要行事

① 文京区社会を明るくする大会（令和元年度は7月7日に開催しました。）

区立中学生の意見発表、区内学生の演奏やパフォーマンス等の活動発表、青少年の非行問題に関する講演等を通し、強調月間の啓発を実施しています。

令和元年度は第九、第十、文林中学校の生徒が意見発表を行い、富坂警察署生活安全課長と文京区消費生活センター消費生活相談員が「子どもたちを犯罪やトラブルから守るために」と題する講演を行いました。

② 東京ドーム周辺広報啓発活動（令和元年度は7月13日に開催しました。）

東京ドームの周辺において、啓発用ティッシュ、メディックバンを配布し、運動の趣旨を呼びかけています。

③ 文京矯正展（令和元年度は7月18日～20日に開催しました。）

刑務所に関するパネル展示や刑務所作業製品の展示・販売を行っています。また、文京区更生保護女性会による古代米の販売、社会福祉法人佑啓会によるパンや加工品等の販売も行っています。府中刑務所及び公益財団法人矯正協会刑務作業協力事業部との共催事業です。

（福祉政策課地域福祉係）

21 かかりつけ医・在宅療養相談窓口（在宅療養支援連携相談窓口）

（事業開始 平成28年度）

区内外の医療・介護関係者、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）等及び区民からの在宅療養を含む医療に関する専門相談を受け付けています。また、医療・介護関係者等との連携調整や情報提供等を行うことで、地域で医療を必要とする区民を支援しています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数	199件	172件	119件	157件

（高齢福祉課地域包括ケア推進係）

22 文京区配偶者暴力相談支援センター

（事業開始 平成31年度）

配偶者・内縁関係・生活の根拠を共にする交際相手などから受けた暴力をDV（ドメスティック・バイオレンス）といいます。文京区配偶者暴力相談支援センターでは、相談員がDVに関する相談を受け付けています。お話をうかがった上で、緊急時の安全確保のための関係機関との連携やその後の生活のための相談支援などを行っています。

	令和元年度
相談件数	40件

（生活福祉課）

23 文京区版ひきこもり総合対策

(事業開始 令和2年度)

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業(S T E P事業)」(Support 支援/Talk 相談/Experience 経験/Place 居場所)を行っています。また、「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながらサポートを行っています。

(生活福祉課自立支援担当)